

田丸城跡石垣修復工事 特記仕様書

工事概要

1. 工事名称 田丸城跡石垣 50-1 面修復工事
2. 施行場所 三重県度会郡玉城町 田丸 地内
3. 工事種目 仮設工、石垣修理工、土工、大型かご工
4. 工期 契約日 ～ 令和4年2月28日

特記仕様書

1. 共通特記事項

1. 適用範囲

本工事に際して使用する図書等は下記による（優先順位順）。

- (1) 現場説明書（質疑応答書を含む）
- (2) 本特記仕様書（以下「特記」と称す）
- (3) 設計図書
- (4) 「都市公園技術標準解説書、工事仕様書編」（日本公園緑地協会 最新版）
- (5) 三重県公共工事共通仕様書

2. 用語の定義

- (1) 承諾とは、請負者がその責任において事前に計画、立案した事項について、監督員が承認すること。または既成事実の正当性の内容に対して同意することをいう。
- (2) 検査とは、材料及び工事を設計図書と照合して点検検査を行い、工事を完成するために合格か否か判定することをいう。
- (3) 立会とは、請負者がその責任において行う検査、試験または確認業務に監督員が同席してその内容を見届けることをいう。
- (4) 指示とは、監督員が指示事項を請負者に示し、実施を求めることをいう。但し、軽易な工事については監督員の承諾を受け、作成を省略することができる。
- (5) 協議とは、監督員と請負者とが対等の立場で合意することを言う。
- (6) 報告とは、請負者がその責任において、調査、計画、立案、選定または実施した事項を監督員に通知すること。

3. 品質、技術管理

- (1) 請負者は、本工事に関する主任技術者を定め、その氏名を書面により発注者に通知すること。
技術担当者を変更したときも同様とする。
- (2) 技術管理担当者は、「品質管理」「写真・展開図による出来形管理」「工程表による工程管理」等の技術管理を実施すること。
ただし工事の進捗に伴い必要な事項が生じた場合には、追加することがある。
- (3) 主任技術者は工種毎に横線式またはネットワーク式その他による工程表を作成し、着工前に監督員に提出すると共に、工程の完全な遂行を図る。

- (4) 主任技術者は工程表とは別に、工種毎に図面確認・材料手配から工事完了までの詳細な手順書を着工前に作成し工程表と合わせて監督員に提出し、承認を得ること。
- (5) 技術管理担当者は工程管理を行い、毎月監督員に進捗状況及び次月の詳細工程を報告し、承認を得ること。
- (6) 主任技術者は、工事の施工順序に従い工事写真及び出来形確認図を作成し、監督員に提出すること。工事写真は原則としてデジタルカメラ（300万画素以上）とし、プリントサイズはL版（89×127）を基本とする。工事着手前、施工中、及び完成後におけるそれぞれの写真撮影箇所、枚数、整理方法等については監督員の指示に従うものとする。竣工写真は着工前と同じアングル撮影を行い、工事前と完成状況が比較できるものとする。
- (7) 主任技術者は水中、地下に埋設する工事等完成後目視出来ない工事の施工箇所については、原則として監督員の立会を求め、測定及び工事写真の撮影を行う。
工事写真は工事説明用の黒板（H60 cm×W45 cm程度市販品）により工事名称、工種、工事内容を説明したものを対象工事と共に撮影する。工事写真は、各工種の写真と共に、着手前の状態と完成後の状態を同アングルで撮影すること。
- (8) 各工種共、施工前に使用材料の詳細を示した材料承認願いと共に施工図を作成し、監督員に提出し承認を得ること。
- (9) 施工図及び出来形確認図は原則としてCAD（AutoCADでの使用が可能なもの）によるものとする。
- (10) 工事写真、施工図、出来形確認図等のデータはCD-ROM等の記録媒体にデータを収録し提出すること。データの整理方法は監督員の指示に従うこと。

4. 一般工事

- (1) 本施工場所は県指定史跡であり、遺構保全を最優先すること。したがって遺構保全の観点から、あらかじめ町教育委員会担当者から遺構に関する聞き取りを行うと共に、遺構図等により工事箇所周辺の既存遺構位置を確認し、遺構破損が生じないよう対処する。工事に伴う掘削は最小限にとどめ、掘削を伴う場合においては、監督員および教育委員会担当者の指導に従い、遺構もしくは遺物を確認した場合には、ただちに工事を中断、協議し、監督員の指示に従うこと。
- (2) 本工事着工前に施工計画書及び施工図を作成し、監督員と協議し承諾を受けること。
- (3) 施工にあたって、監督員の指示により詳細な日報、記録等を作成し監督員に提出し承諾を得ること。
- (4) 保護・補強施設の設置位置及び方向に関しては、事前に位置出しを行い監督員の承諾を得ること。
- (5) 本工事において必要と認められた位置に仮ベンチマークを設置し監督員と共に確認の上決定し、高さを提示し承諾を得ること。設置した仮ベンチマークは、工事期間中保護すると共に、図面に位置及び高さを示し、監督員に提示すること。
- (6) 本工事において地下遺構、石垣・石段等の既存構造物を破損しないよう、事前に確認し工事報告書としてまとめ提出すること。
- (7) 使用材料については、性能表・図面等と共にサンプルを提出し、性能、材質、形状、色、などについて監督員の承諾を得ること。
- (8) 工事竣工時に上記の提出書類及び竣工図を整理し、工事報告書としてまとめ提出すること。
- (9) 請負人は交通保安に関し、必要な場合には所轄警察署及び地元関係者に連絡し危険防止に努め

ること。

- (10) 本工事の施工にあたり当然必要と認められる些少の工事箇所については、請負人の負担において監督員の指示により施工すること。
- (11) 遺構部分又は遺構に接近した部分の掘削、改変にあたっては施工に先立ち教育委員会担当者の立ち会い又は発掘調査を受けること。
- (12) 本工事における資機材の搬出入にあたっては事前に監督員の承認を得ること。資材置き場、現場加工場所についても事前に承認を得ること。また周辺居住者及び周辺来訪者の安全を確保するため、誘導員、監視員など必要に応じて配置すること。
- (13) 搬出入の指定経路は良好な維持管理を行うこと。特に通路部分については、路面の維持補修、滞水の防止と排除等、常に注意をはらうこと。また土埃が発生しないよう散水するなど必要に応じて対処すること。
- (14) 請負者は、図面等必要図書を常備すること。仮設事務所を設置する場合の設置場所、設置期間については事前に監督員の承認を得ること。
- (15) 請負者は、定例会議（毎月1回以上開催）及び現場打ち合わせ（適宜開催）に出席すると共に、進捗状況・工事予定について説明すること。また、監督員及び監理受託者が必要に応じて開催する打ち合わせには、適宜必要図書、材料を準備し、出席すること。会議・打ち合わせ終了後すみやかに協議記録を取りまとめ、監督員及び監理受託者に提示すること。
- (16) 本工事区域は県史跡指定地内であり、修復については委員会の指導により検討・施工が進められている。委員指導時には必ず立ち会い、その意見遺漏無きようにし、指導に従うこと。指導時には、現地に材料見本等を適宜準備し、見学用足場を設置するなど専門委員が安全に指導し易い環境を整えるとともに、関係図書類を事前に準備すること。又専門委員の質問を理解し、回答する能力を有するものが立ち会い、協議記録を提示すること。
- (17) 工事区域内及び現場事務所周辺の整理整頓を励行し、発生ゴミ・廃棄物は速やかに処分する事。また工事中工事区域内の雑草が繁茂しないよう除草に努めること。
- (18) 工事区域内への車両乗り入れは最小限度の必要車両に限定し、その他の関係車両は現場事務所周辺等承認を得た場所に駐車する事。
- (19) 教育委員会による発掘調査及び実測、写真記録時には周辺の作業を休止し、教育委員会担当者の指示に従うこと。
- (20) 本工事の竣工後、監督官庁等の検査前における手直し及び監督員の指示する修繕は請負者の負担において行うこと。
- (21) 工事期間中委員会専門委員の現場指導、視察行われる場合には、場内整理清掃及び一定期間の工事休止に協力すること。

5. 疑義の解釈

本工事の設計図書に関する疑義は工事契約前に質疑応答をもって確かめて置かねばならない。なお、工事中に疑義を生じた場合は、監督員の指示を受けるものとする。

6. 現場の納まりなどの軽微な変更

現場の納まり、取り合わせなどの関係で、材料、寸法、位置または工法等を多少変更するなど軽微なものは、監督員と協議の上施工すること。このときは設計変更を行わない。

7. 官公署その他への手続き等

(1) 工事施工に必要な関係官公署等への諸手続きは、請負者において迅速に処理しなければならない。これらの諸手続きに要する費用は請負者の負担とする。

(2) 関係官公署、付近住民などに対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、速やかにその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

8. 提出書類

請負者は、監督員が別に示す書式により、指定する期日までに関係の書類を提出しなければならない。

9. 法令の遵守

(1) 請負者は、工事の施工に当たり、労働安全衛生法、建設業法等諸法令に定める工事に関する諸法規を遵守、工事の円滑な進捗を図らなければならない。なお、諸法令の、運営適用は、請負者の負担と責任において行うこと。

(2) 「建設業退職金共済制度」および「建設労災補償共済制度」の運用については、請負者の負担と責任において行わなければならない。

10. 下請業者及び資材業者の選定及び届出

請負者は工事着手に先立ち、各下請業者及び資材業者を選定し、下記事項を具備した名簿を作成し、監督員に提出すること。石垣修理に従事する責任者は、過去3年以内に国又は県指定史跡内の石垣解体・復旧工事に棟梁若しくは現場責任者として従事した者とし、その証を提示すること。

(1) 製造会社及び施工会社（代理店扱いの時は併記）

(2) 電話番号

(3) 担当者名

(4) 摘要欄（石垣工事に関する過去の実績記入等）

11. 日雇労働者

請負者は「公共事業への日雇労働者吸収要綱」（昭和51年7月30日51労職労第221号）を遵守し、自己の負担と責任において運営適用しなければならない。

12. 別契約の関連工事

請負者は工事現場が隣接し、または同一場所において別途工事がある場合は監督員の指示により当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な進捗を図らなければならない。

13. 発生材の処理

(1) 工事の施工に伴い生じた発生品（以下「発生品」という）のうち、特記または監督員の指示により引渡しを要するものは指定する場所で書類を添えて監督員に引き渡すこと。

(2) 発生材のうち引渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、関係法令等に従い請負者の責任において適切に処理しなければならない。特に除伐木材・汚泥等の処分に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等に基づき適正に処分することとし、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないよう請負者の責任において行うこと。

14. 土砂・資材等の運搬

請負者は、土砂・資材等の運搬に当たり積載超過のないように行わなければならない。

15. 住民等に対する広報等

請負者は、施工の方法等が周辺住民や通行者に影響を及ぼすおそれがある場合には協力を求めるための広報など必要な措置を講じなければならない。

16. 施工図・原寸図・材料等

請負者は、施工図、加工図等を必要に応じて速やかに作成し監督員の承諾を受けること。石材については種類、材質とも史跡地内の在来のものに倣うことを原則とする。また、使用する全ての材料についてサンプル及び性能資料を提出し、監督員の承諾を得ること。

17. 工事の報告及び記録

(1) 工事の進捗状況など現場の状態を監督員の指示により報告すること。

(2) 請負者は監督員が指示した事項及び監督員と協議した事項について正確に記録し、これを系統的に処理すること。

18. 工事記録

請負者は工事全般にわたっての工事の記録写真撮影を行い、監督員が随時閲覧できるように整理編集するとともに工事完了時に写真帳とし提出すること。特に工事完了後に撤去または隠蔽され確認が不可能となる部分については設計図書通り施工されていることを確認できるように主要な部分を撮影すること。

19. 完成図書

「共、仕」による他、監督員の指示による。完成図は原則として設計図のデータを全面修正のうえ提出する。又数量の増減については監督員の立ち会い又は確認のうえ、当初数量と比較できるように提示すること。

2. 石垣修復の手順(排水施設は除く)

(1) 石垣修復の手順(排水施設は除く)

石垣修復は概ね以下のような手順とする。

- ①仮置き石材の確認(番号及び箇所)
- ②仮置き石材の調書(記録)確認
- ③修復石垣の位置、高さ、勾配の現場確認(丁張確認)
- ④現場基準杭の設置
- ⑤崩落石材の元の位置確認
- ⑥修復法面の大型かご掘削、高さ、設置位置確認
- ⑦施工図作成(石垣及び法面)
- ⑧使用材料の確認、新補石材の確認
- ⑨法面修復用大型土嚢の構築
- ⑩大型かご用掘削
- ⑪大型かご設置
- ⑫石垣修復、石材記録の追記、石垣修復用足場構築
- ⑬栗石設置、背面埋め戻し
- ⑭法面埋め戻し
- ⑮保護盛土(改良土)
- ⑯石垣天端埋め戻し
- ⑰擬木柵復旧
- ⑱法面空隙埋め戻し
- ⑲植生土嚢設置
- ⑳張芝
- ㉑保護ネット敷設
- ㉒残土処分、大型土嚢撤去、足場撤去等

(2) 文化財調査

崩落石垣部分は絵図によれば南側に連続していた可能性がある。そのため法面修復に伴う掘削時には石材等石垣の痕跡の可能性も視野に玉城町教育委員会担当者の立ち合いの元慎重に実施すること。痕跡や遺物等が発見された場合には、その位置を記録すると共に速やかに文化財担当者に連絡する。

3. 各工事特記事項

(1) 石垣修復工

- ①石垣修復時には石材の割れや毀損に留意し、異常がある場合には監督員と協議し、新補石への変更等の対応を行うこと。
- ②石材を元の位置に戻すことにより、逆石や控え不足等となり石垣が不安定になる場合には監督員と協議し、位置変更や新補石への変更等を行い対応すること。
- ③修復石垣の積み方や間詰め石の詰め方は残存する石垣を参考に施工すること。又、石垣に園路が接近していることから落石することが無いよう留意すること。
- ④残石がある場合には保管するか転用・廃棄等とするか監督員と協議すること。
- ⑤新補石や栗石は強度の高い材料とし、あらかじめ圧縮試験標等を監督員に提出して承認を得ること。
- ⑥背面の埋め戻しは、概ね 30 cm 毎に転圧する等十分に締固めること。使用する土砂は残土の中から

良質な土砂を優先的に使用すること。

- ⑦根石保護盛土は、土砂に消石灰を混入した改良土とする。配合比は概ね体積比 3～5%とするが、あらかじめ試験施工若しくはサンプルを作成し監督員の承認を得ること。

(2) 大型かご工

- ①大型かご設置前に下地盤が沈下することが無いよう転圧する等充分留意すること。
②大型かごの設置前に現地との整合を図り位置、高さ、角度等の納まり図を提示し、監督員の承認を得ること。
③大型かごの中に投入する栗石は圧縮強度等の品質資料を提示し、監督員の承認を得ること。
④大型かごを現地加工した場合にメッキを毀損した場合には防錆処理を施すこと。

(3) 植生工

- ①植生土嚢の種子は在来種（ヨモギ、メドハギ、イタドリ、ヤマハギ等）とする。
②張芝は野芝とする。（改良品含む）
③張芝（ロール芝含む）は目地の無いように張り、斜面は目串若しくはアンカーピン打ちとする。
④植生土嚢構築にあたり、前面に滑る可能性がある場合には監督員と協議のうえ鉄筋を打ち込む等の対策を講じること。

(4) 保護ネット工

- ①保護ネットは石垣面や植生土嚢構築面に接してたわみの無いように施工する。そのためにアンカー打ち込み箇所やワイヤーの位置等を調整し、監督員の承認を得ること。

3. 仮設工

- (1) 法面掘削後は、シート養生を行うとともに土嚢等による固定を行い、風雨の影響を受けないよう保護すること。
(2) シート養生のシートはブラック、ダークグリーン、ダークグレー系統の色のものとする。

4. その他特記事項

1. 本工事の請負者は、過去3年以内に国若しくは県史跡内における石垣修復又は整備工事を請け負った実績を有するものであること。
2. 本工事の石垣修復工事の責任者（石工棟梁）は、過去3年以内に国若しくは県史跡内の石垣修復・修理工事に責任ある立場として関わった経験を有するものであること。